
平成19年 第2回臨時会

上富良野町議会会議録

平成19年5月28日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（5 月 2 8 日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開 会 宣 告・開 議 宣 告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 報告第 1 号	2
○日程第 4 議案第 1 号	5
○日程第 5 議案第 2 号	7
○閉 会 宣 告	7

平成19年第2回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求める件（平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第6号））	5月28日	承認可決
2	平成19年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）	5月28日	原案可決
	報 告		
1	専決処分報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）	5月28日	報 告

平成19年第2回臨時会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成19年5月28日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 5月28日 1日間
第 3 報告第1号 専決処分報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）
第 4 議案第1号 専決処分の承認を求める件（平成18年度上富良野町一般会計補正予算
（第6号））
第 5 議案第2号 平成19年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）
-

○出席議員（18名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 清水茂雄君 | 2番 | 徳島稔君 |
| 3番 | 岩崎治男君 | 4番 | 梨澤節三君 |
| 5番 | 小野忠君 | 6番 | 米谷一君 |
| 7番 | 岩田浩志君 | 8番 | 吉武敏彦君 |
| 9番 | 米沢義英君 | 10番 | 仲島康行君 |
| 11番 | 中村有秀君 | 12番 | 金子益三君 |
| 13番 | 村上和子君 | 14番 | 長谷川徳行君 |
| 15番 | 向山富夫君 | 16番 | 渡部洋己君 |
| 17番 | 西村昭教君 | 18番 | 中川一男君 |
-

○欠席議員（0名）

○遅参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 尾岸孝雄君 | 副町長 | 田浦孝道君 |
| 会計管理者 | 佐藤憲治君 | 総務課長 | 北川雅一君 |
| 町民生活課長 | 尾崎茂雄君 | 建設水道課長 | 早川俊博君 |

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 局長 | 中田繁利君 | 主査 | 大谷隆樹君 |
| 主事 | 廣瀬美佐子君 | | |

午前 9時00分 開会
(出席議員 18名)

開会宣告・閉議宣告

議長(中川一男君) ご出席まことにご苦勞に存じます。ただ今の出席議員は18名でございます。

これより平成19年第2回上富良野町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

議会運営等諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち議会運営等諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長(中田繁利君) ご報告申し上げます。

今臨時会は5月25日に告示され、同日、議事日程等の配布をいたしました。

今臨時会の会期日程等その内容は、お手元に配布の議事日程のとおりであります。

今期臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案第1号ないし議案第2号の2件、報告第1号の1件であります。

今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配布のとおり出席いたしております。以上です。

議長(中川一男君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 清水 茂雄 君

2番 徳島 稔 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を

議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決しました。

日程第3 報告第1号

議長(中川一男君) 日程第3 報告第1号、専決処分報告の件(上富良野町税条例の一部を改正する条例)の報告を行います。本件の報告を求めます。町民生活課長。

町民生活課長(尾崎茂雄君) ただいま上程いただきました、専決処分の報告の件につきまして概要を説明申し上げます。

国におけます平成19年度の税制改正法案の成立が、19年3月末になりましたことから3月定例議会におきまして、町税条例の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項としての議決をいただきました。3月23日国会におきまして、税制改正法案が成立し3月30日公布されましたので平成19年4月1日をもって、町税条例の一部を改正する条例の専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げます。今回の町税条例の一部改正につきまして、そのおもな改正点をご説明申し上げます。第1点といたしまして、たばこ税の特例税率の本則化による改正であります。第2点目としまして、住宅のバリアフリー改修にかかる固定資産税の減額措置の創設であります。第3点目といたしまして、鉄軌道用地の評価方法の変更として条文を加えるものであります。第4点目としまして、国民健康保険税の医療納付金課税額の限度額を53万円から56万円に改めるものであります。以上がおもな改正点であります。以下議案を朗読しご説明申し上げます。

報告第1号。専決処分の報告の件。

地方自治法第180条第1項の規程により、議会において指定されている次の事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規程により報告する。1 処分事項。上富良野町税条例の一部を改正する条例。次の頁をお開き願います。

専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定

に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。記。

1 上富良野町税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）。平成19年4月1日。上富良野町長 尾岸孝雄。次の頁をお開き願います。

上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。以下につきましては、条例の朗読を省略させていただき、条をおって内容の説明をいたしますのでご了承願いたいと思います。

第23条につきましては、所得税法等の改正による条文の整備であります。第31条につきましては、23条の改正に伴います条文の整備であります。

第95条につきましては、たばこ税の税率について附則で1,000本につき3,298円と規定されておりましたが、本則に規定するよう改正されたところであります。第131条につきましては、地方税法施行令の改正による条文の整備であります。附則第10条の2につきましては、地方税法施行令の改正による条文の整備と住宅のバリアフリー改修にかかる固定資産税の減額措置が新たに創設されたことによる改正であります。

附則第11条の3につきましては、鉄軌道用地の評価方法の変更としまして百貨店、店舗など複合的に利用されている土地の評価については、運送の用に供する施設と運送以外の用に供する施設の面積により按分することを基本とするものの改正であります。

附則第16条の2につきましては、たばこ税について特例税率として附則で規定しておりましたが、本則で定めたため削除するものであります。

附則第17条の2につきましては、国税の租税特別措置法の改正による条文の整備であります。

附則第19条の2につきましては、証券取引法が金融商品取引法に改正されたことによる文言の整備であります。

附則第19条の3につきましては、上場株式等の配当、譲渡益にかかる軽減税率の適用期限が1年延長することの改正であります。

附則第20条につきましては、個人投資家が株を売却した場合の税制優遇措置を2年間延長することの改正であります。

附則第20条の4につきましては、利子及び配当にかかる個人の町民税の課税の特例について、軽減税率の適用期限を1年間延長することの改正であります。

附則第20条の5については、日本国内の居住者が条約相手国の社会保障制度により支払った保険料については、社会保険料控除の対象とすることの改正であります。

附則（施行期日）

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし附則第17条の2第3項の改正規定は平成20年4月1日。第23条及び第31条第2項の改正規定については、信託法の施行の日とする。附則第19条の2第1項の改正規定については、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

（町民税に関する経過措置）

第2条 改正後の町税条例附則第20条の5第1項の規定は、所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される保険料について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（上富良野町国民健康保険税条例の一部改正）

第4条 上富良野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。第2条第2項及び第13条第1項中「53万円」を「56万円」に改める。

（上富良野町国民健康保険税条例の一部改正に関する適用区分）

第5条 改正後の上富良野町国民健康保険税条例は、平成19年4月1日から施行する。

2項 改正後の上富良野町国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上を持ちまして上富良野町税条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告といたします。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があればうけます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 131条でしょうか。家屋の改修部分についてお伺いします。これは持ち家も含めた賃貸借も対象になっているのか、この点をお伺いしたいと思います。また同時に介護保険の適用になっていけば、その分の一定の補助制度がありますが、その分を除いた部分に対する限度額というかたちで了解していいのか、この点をお伺いしておきたいというふうに思います。上富良野町には特に関係ないのかもしれませんが、勉強させていただきたいと思いますが、駅屋に関する課税評価というかたちで今回変わったというかたちになっておりますが、従来でしたら周辺の土地の3分の1の評価というかたちのなかで課税が適用されていたかと思いますが、今後これが按分されるということになったということですが、具体的にどのような関わりがでてくるのか、上富良野町として関わりがでてくるのかこの点もあわせてお伺いいたします。次にお伺いしたいのは、国民健康保険税に関わってありますが限度額が今年度の課税分から適用されるというかたちで、53万から56万に改正されるということですが、これに関わって上富良野町においてはこれに該当される方というのは大体何名おられるのか、推定でもよろしいんですがお伺いいたします。また同時に今年度税制等の改正によって自動的に前年度の所得では同じであったとしても、今回の住民税の課税評価が変わります。それによって自動的に国民健康保険税においても課税対象が引き上げられますから、その分の税額が同時に引き上げ対象となられる方がいるかと思いますが、そういう方というのは実態おられるのかどうなのかこの点。それと考え方として、上富良野町において国民健康保険税が非常に高いです。従前においても課税の負担が高いということのなかで限度を超えています。この限度額言っているんじゃないかもしれませんが、そういうなかで、やはりこういった部分の軽減措置というものが、今年度六年度とあわせた平成19年度において町として対応される用意があるのかどうなのかこの点についてもお伺いしておきたいと思います。

議長(中川一男君) 町民生活課長答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 9番米沢議員のご質問にお答えを申し上げます。まず1点目のバリア

フリーの関係でございますけれども、賃貸借についてはどうなのかというご質問でございますけれども、賃貸住宅につきましては対象外ということでおさえていただきたいと思います。これにつきましては居住者が流動的でございます、不公平が生ずるというようなことから対象外ということでございますけれども、賃貸住宅の所有者自らが居住する部分につきましては対象になるということでございます。次に介護保険の関係でございますけれども、介護保険につきましては住宅のバリアフリー化を推進するために、介護保険制度におけます居宅住宅改修及び介護予防住宅改修費の給付など補助制度がありますので、これらを除いたなかで対象とするということでございます。次に鉄軌道用地の上富良野町の対象ということでございますけれども、これにつきましては従来の鉄軌道用地の評価につきましては、当然その土地の形状、利用規制等の関係でございますけれども、上富良野町におきましては百貨店、店舗、その他併用ということになってございませんので、うちのほうにつきましては対象外ということでございます。国民健康保険税の限度額の関係でございますけれども、上富良野町の対象でありますけれども約100名ということで、税額については300万円程度が対象ということでございます。これにつきましてはの関係でございますけれども、賦課限度額の引き上げは9年度以来10年ぶりということで、中間所得層の負担軽減につながる事がねらいということで、国において改正したところでございます。保険税は高いという事のご指摘でございますけれども、上富良野町におきましても国の制度のなかで改正ということでございしますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長(中川一男君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 住宅バリアフリーについては、その所有者がそこに居住している部分については対象になるけど、賃貸借の一般の方については対象にならないというかたちで理解してよろしいですか。それともう一点は国保税の関係で、限度額が引き上げられることによって、引き上げによって中間層の軽減につながるということの対策等ということでありますが、前回もこういうかたちで限度額が引きあがりましては、実際それじゃあ中間層等がこ

れによって軽減がされたのかということといえば、実質給与の目減りだとかいろいろな控除の見直しだとか税の引き上げだとかによって、実際国が示すような制度の恩恵というのは中間層にはなかなかきていないというのが実態だというふうに思います。上富良野町のこの間の決算でもなんらかの要因のなかで、やはり納税が大変で滞納者もけっこうであるとかたちになっています。その滞納者が多いというのも低所得者のなかにも増えるというそういう、歪んだ税体系が出てきているわけです。そういう意味で私はこういった引き上げをするなら、中間層に町独自としてもやはりこういった軽減策を思い切ったような対策を同時に打つ必要があるのではないかというふうに思うんですが、この点もう一度考え方についてお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 9番米沢議員のご質問にお答えを申し上げます。まず1点目の賃貸住宅の関係でございますけれども、これにつきましては先ほども申し上げましたように賃貸住宅の所有者自らがバリアフリーにすることによる部分につきましては、対象になるところでございます。それから国保保険税の関係でございますけれども、住民税が改正によることによりましての影響は、私としてはあるということでご認識しておりますけれども、まず第1期目の納期につきましては7月からでございます、具体的な数字は今のところ申し上げられませんが、そのようなことで理解をしてるところでございます。

議長（中川一男君） 他にございますか。質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第4 議案第1号

議長（中川一男君） 日程第4 議案第1号専決処分の承認を求める件（平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（北川雅一君） ただいま上程いただきました議案第1号専決処分の承認を求める件。平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）の専決処分を行いました要旨を説明申し上げます。

本件はこれから申し上げます4点の要因によりまして、年度末の3月31日をもって町長において専決処分を行った次第であります。

1点目は、普通交付税、特別交付税についてありますが、最終交付額の決定に伴い、普通交付税においては9,082千円が追加交付され、総額2,584,565千円で前年度対比0.8%減となり、特別交付税においては3月交付分として145,812千円の交付となり、総額264,882千円で前年度対比0.3%増となったところであります。普通交付税においては、前年7月時点での交付額調整分が全額戻し入れとなり特別交付税においては、市町村病院の経費の算定単価の見直し、学校統合など当初予算より35,882千円の増額となったところであります。このほか国から交付される地方譲与税をはじめ、各種の交付金額の確定にあわせて、予算の更正手続きを行ったところであります。加えまして、町税の収納につきましても諸対応によりまして、7,378千円を増額計上したところであります。

2点目は、寄付関係であります。上富良野町振興公社から1,350万円、また町民の方から3件で112万円頂戴いたしました。寄付いただきました方の趣旨に沿いまして、予算措置を講じたところでございます。

3点目は、地方債の補正につきましては、北16号道路舗装新設、第4号橋架換、町営住宅整備事業の事業費確定に伴い限度額の調整を行うものであります。

4点目は、これまで申し上げました案件の調整の結果、さらに財政的に余剰となります部分につきましては、今後の財政需要にそなえ財政調整基金へ5,000万円、十勝岳地区開発事業基金へ1,000万円、減債基金へ4,000万円をそれぞれ積み立てることを内容として、予算の専決処分を行ったしだいでありまして、それでは以下議案の説明につきましては、議決事項の分につきまして説明をし、予算の事項別明細につきましては省略させていただきますのでご了承願います。

議案第1号。専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条

第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。記。処分事項。平成18年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)。裏面をご覧くださいと思います。専決処分書。平成18年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成19年3月31日。上富良野町長 尾岸孝雄。次の頁でございます。補正予算につきまして、議決対象項目について朗読してまいります。

平成18年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)。平成18年度上富良野町の一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,170千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,989,234千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。1頁をお開き下さい。この第1表につきましては款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表。歳入歳出予算補正。1歳入。1款町税7,378千円。2款地方譲与税404千円の減。3款利子割交付金876千円。4款配当割交付金1,901千円。5款株式等譲渡所得割交付金780千円。6款地方消費税交付金8,144千円。8款自動車取得税交付金548千円の減。10款地方交付税44,964千円。11款交通安全対策特別交付金292千円の減。15款道支出金4,360千円の減。17款寄附金14,620千円。18款繰入金89千円の減。21款町債6,800千円の減。2頁に移ります。歳入合計が66,170万円となります。3頁をお開き願います。2歳出。2款総務費50,000千円。7款商工費10,000千円。8款土木費11,659千円の減。10款教育費95千円の減。11款公債費40,000千円。14款予備費22,076千円の減。歳出合計が66,170千円となります。

次に4頁に移ります。第2表。地方債補正であります。記載の3件の事業につきまして、冒頭申し上げます事業費確定に伴い変更をいたすものであり

ます。以上、議案第1号平成18年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の内容の説明といたします。ご審議いただきましてご承認下さいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。これより質疑を受けます。

議長(中川一男君) 10番仲島康行君。

10番(仲島康行君) 地方債の補正のほうなので直接にかかわるかどうかわからないのだけど、今だいぶ町道であちこちいらいたんでいるところが随分あるんですが、そういうやつ今後の考え方というのは、どのようなかたちになっているのかなということちょっとお聞かせ願いたいと思っています。

議長(中川一男君) 建設水道課長答弁。

建設水道課長(早川俊博君) 仲島議員のご質問の簡易舗装の関係のご質問ですけど、例年春先下水道の埋設跡、水道の埋設管跡といったところで凍上による段差がある訳ですけども、うちの町全体の町道にしまして、そういった簡易舗装のかなりの延長がありますので、年次計画をたてて今後整備を図っていききたいというふうに考えてございますけども、そういったなかで緊急に年数重ねて1回凍上を繰り返したやつが何年か繰り返していく間に、今の時期になってもおさまらない部分がありますので、そういった部分については応急的に補修を繰り返している状況でございますけども、そういったなかで今年度につきましては、過去2、3年路線一本の路盤改良をしながら舗装してきたわけですけども、今年度においては当初予算において路線2本というかたちで予算を増額していただきました。今後においてもそういったかたちで、少しでも前倒しできるようなかたちで整備を計っていききたい、というふうに考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長(中川一男君) 10番仲島康行君。

10番(仲島康行君) 下水工事をする前はまともな道路なんですよ。工事した跡がガタンと沈んでしまうという状況にあるということは、仕事手抜きでないのかなという気がするんですよ私は。その辺どのように考えているのか。真面目に仕事やれば、そういうふうなことは起きてこないのではないのかなと私はど素人だからそう感じるんですけども、平均して

そういうところが多いんですよ。だからなぜそうなるのかというふうに感じるんだけど、その辺はどうなのかなと思うのと、ちょっといたんでいる所が多すぎるので進捗状況が悪すぎるのではないかと思うんだけど、まあお金がないからということになるんだろうと思うけどその辺はどのように考えるかな。

議長（中川一男君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 仲島議員の再質問の関係ですけれども、下水道の埋設跡の沈下状態といえますか、そういったことにつきましては簡易舗装なものですから、元々路盤そのものが凍上抑制層といますか、そういったものが入ってございません。下水道の埋設時にはまともな砂利は入れないんですけども、ある程度の砂利入れていますので均等に凍上していただければいいんですけども、不等沈下といますか、そういった砂利層とある程度砂利入れた部分とまるきり昔のほんとに砂利引いた状態のなかで舗装した部分との凍上の度合いが違うものですから、そういったことで部分的にそういった現象がみられているのが現状でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

議長（中川一男君） これをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第1号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第2号

議長（中川一男君） 日程第5 議案第2号平成19年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第2号平成19年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。平成18年度老人保健特別会計におきまして、当該年度中の国の交付額が

支出必要額に不足し、約7,904千円程度の歳入不足を生じる見込みであり、その不足額を平成19年度老人保健特別会計より繰上げ充用するものであります。以下議案を朗読しながら説明いたします。議案第2号。平成19年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）。

平成19年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,692千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,182,482千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。1頁をお開きいただきたいと存じます。第1表。歳入歳出予算補正。款及び補正額のみ申し上げます。1歳入。2款国庫支出金補正額16,692千円。歳入補正合計は同額であります。2歳出。3款諸支出金8,788千円。4款前年度繰上充用金7,904千円。歳出補正合計としまして16,692千円となります。以上議決項目について説明申し上げます。ご審議賜りましてお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

議長（中川一男君） なければこれをもって質疑討論を終了いたします。これより議案第2号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（中川一男君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。これにて、平成19年第2回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午前 9時37分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 1 9 年 5 月 2 8 日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署 名 議 員 清 水 茂 雄

署 名 議 員 徳 島 稔